

## 平成17年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第6号）

平成17年3月23日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算  
議案第 6号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算  
議案第 7号 平成17年度那須塩原市老人保健特別会計予算  
議案第 8号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計予算  
議案第 9号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計予算  
議案第10号 平成17年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計予算  
議案第11号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計予算  
議案第12号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計予算  
議案第13号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第14号 平成17年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算  
議案第15号 平成17年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算  
議案第16号 平成17年度那須塩原市温泉事業特別会計予算  
議案第17号 平成17年度那須塩原市墓地事業特別会計予算  
議案第18号 平成17年度那須塩原市黒磯水道事業会計予算  
議案第19号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計予算  
議案第20号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計予算  
議案第39号 那須塩原市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について  
議案第40号 那須塩原市公平委員会設置条例の制定について  
議案第41号 那須塩原市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の制定について  
議案第42号 那須塩原市職員団体の登録に関する条例の制定について  
議案第43号 那須塩原市職員互助会条例の制定について  
議案第44号 那須塩原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について  
議案第45号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について  
議案第46号 那須塩原市法定外公共物管理条例の制定について  
議案第47号 那須塩原市田舎ランド鳴内条例の制定について  
議案第49号 那須塩原市公平委員会の設置に伴う関係条例の整理について  
議案第50号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について  
議案第51号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について  
議案第52号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正について

議案第 5 3 号 那須塩原市市営バス設置条例の一部改正について

議案第 5 4 号 那須塩原市市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について

議案第 5 5 号 那須塩原市市営バス運行事業特別会計条例の廃止について

議案第 5 6 号 塩原町赤ちゃん誕生祝金条例の廃止について

議案第 5 7 号 黒磯市高齢者家族介護慰労金支給条例の廃止について

議案第 5 8 号 塩原町チャイルドシート購入費補助金交付条例の廃止について

議案第 5 9 号 那須塩原市と栃木県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止について

議案第 6 0 号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に  
ついて

議案第 6 1 号 字の廃止及び字の区域の変更について

議案第 6 2 号 市道路線の廃止及び認定について

請願・陳情等について

(各常任委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 2 国会等移転に関する特別委員会の報告について

(報告)

日程第 3 議会だより編集特別委員会の報告について

(報告)

追加 (第 1 号)

日程第 1 同意第 2 号 監査委員の選任について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 同意第 3 号 公平委員会委員の選任について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 3 同意第 4 号 教育委員会委員の任命について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 4 選挙第 8 号 那須塩原市選挙管理委員及び同補充員の選挙について

(選挙)

日程第 5 発議第 1 3 号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 6 発議第 1 4 号 産業廃棄物積替保管施設及び産業廃棄物中間処理施設設置等事業計画に反対する意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 7 発議第 1 5 号 新たな地域名表示ナンバープレートの導入に係る「那須」ナンバーの新設を求める意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 8 発議第 16 号 郵政事業経営形態に関する意見書の提出について  
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（59名）

1番	玉野宏君	2番	大林實君
3番	松村宣夫君	4番	相馬義一君
5番	田中恂君	7番	山本はるひ君
8番	印南一子君	9番	臼井元夫君
10番	藤田政徳君	11番	田中三郎君
12番	伊藤甲三君	13番	亀田哲男君
14番	室正倫君	15番	田代芳寛君
16番	長谷部幹男君	17番	植木弘行君
18番	植竹伸一君	19番	臼井一巳君
20番	五味淵薫君	21番	平山英君
22番	笠間厚君	23番	君島行雄君
24番	水戸滋君	25番	江連比出市君
26番	関谷暢之君	27番	室井俊吾君
28番	平山啓子君	29番	木下幸英君
30番	鈴木一美君	31番	太田久美子君
32番	小出孝二君	33番	岡本栄次君
34番	齋藤寿一君	35番	吉成伸一君
36番	東泉富士夫君	37番	君島一郎君
38番	石川英男君	40番	古山正君
41番	金子哲也君	42番	若松東征君
43番	高久武男君	44番	相馬司君
45番	人見菊一君	46番	早乙女順子君
47番	相馬春夫君	48番	塩澤昭男君
49番	福田幸治君	50番	山本幸治君
51番	益子昌寿君	52番	磯紀則君
53番	斎藤和夫君	54番	大島昇君
55番	武隈一郎君	56番	松原勇君
57番	生田目孝志君	58番	渡邊穰君
59番	菊地弘明君	60番	長浜昭一君
61番	君島幸三君		

欠席議員（2名）

6番	中村芳隆君	39番	木村清次君
----	-------	-----	-------

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川	仁君	収入役 職務代理者	久保井	章君
教育長	渡辺	民彦君	総合政策室長	山田	勉君
企画情報課長	高藤	昭夫君	秘書課長	三森	忠一君
総務部長	佐藤	邦昭君	総務部次長	君島	寛君
総務課長	平山	照夫君	財政課長	松本	睦男君
生活環境部長	相馬	力君	生活環境調整 班長	高塩	富男君
(黒)環境課長	常盤	實君	(西)生活環境 課長	手塚	定雄君
(塩)生活環境 課長	君島	淳君	市民福祉部長	田辺	茂君
福祉事務所長	大田原	稔君	市民福祉調整 班長	向井	明君
(黒)高齢福祉 課長	薄井	亀君	(西)保健課長	塩谷	章雄君
(塩)福祉課長	笹沼	敏孝君	産業観光部長	田代	仁君
産業観光調整 班長	臼井	好明君	(黒)商工観光 課長	菊地	一男君
(西)農務課長	川上	政君	(塩)観光課長	小池	則男君
建設部長	君島	富夫君	建設部次長兼 建設調整班長	亀山	栄一君
(西)道路課長	江連	彰君	(塩)建設課長	志田	孝夫君
水道部長	君島	良一君	(黒)水道課長	金沢	郁夫君
教育部長	千本木	武則君	教育総務課長	田代	哲夫君
選管・監査・ 固定資産評価 事務局長	織田	哲徳君	農業委員会 事務局長	八木	源一君
黒磯支所長	泉谷	暁君	塩原支所長	櫻岡	定男君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	渡部	義美	議事課長	斉藤	正夫
庶務係長	石井	博	議事調査係長	斉藤	兼次
議事調査係	渡邊	静雄	議事調査係	高塩	浩幸

開議 午前10時00分

ありがとうございます。

(遅刻議員1名)

◎開議の宣告

○議長(人見菊一君) おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は58名であります。

6番、中村芳隆君、39番、木村清次君より欠席する旨の届け出があります。

49番、福田幸治君より遅刻する旨の届け出があります。

◎議事日程の報告

○議長(人見菊一君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎市長の発言

○議長(人見菊一君) ここで、市長から発言があります。

市長。

○市長(栗川 仁君) 一言おわびを申し上げます。

8日の一般質問の中で、古山議員から那須地区広域ごみの処理センターについてのご質問がありました。

その中で、建設につきましては広域事務組合で行うということの答弁をいたしたところでございます。その後、管理運営についてということでございまして、管理運営については那須塩原市が行う旨の答弁をしたわけでございます。大変、間違った答弁でございまして、11日にその訂正を申し上げますところでございます。

そういう状況で、古山議員の発言の趣旨をよく理解していないということでございますので、私も大変失礼に思っておるところでございます。

今後、そのようなことのないよう十分配慮して答弁等に当たっていききたいというふうに考えておりますので、どうかご理解のほどをよろしくお願い申し上げます、おわびといたします。

◎議案第5号～議案第20号、議案第39号～議案第47号、議案第49号～議案第62号及び請願・陳情の各常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(人見菊一君) 日程第1、議案第5号から議案第20号まで、議案第39号から議案第47号まで及び議案第49号から議案第62号までの39件、並びに請願・陳情等については関係常任委員会に付託してあります。

各常任委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。56番、松原勇君。

[総務教育常任委員長 松原 勇君登壇]

○総務教育常任委員長(松原 勇君) 総務教育常任委員会の審議結果についてご報告いたします。

平成17年第2回那須塩原市議会定例会議案付託表に基づき、総務教育常任委員会では、去る3月14日月曜と15日火曜の2日間にわたり、午前10時から第1委員会室において、執行部から部長、課長、関係担当者の出席を願い、委員会を開催いたしました。

総務教育常任委員会の審議案件は、平成17年度

当初予算 2 件、条例制定 7 件、条例改正 4 件、条例廃止 1 件、議決事項 3 件、請願・陳情 3 件の計 20 件であります。

まず、条例制定 7 件の審議結果について申し上げます。

議案第 39 号 那須塩原市議会政務調査費の交付に関する条例の制定については、市議会議員会派に対して政務調査費用を交付する条例の制定であります。

内容については、市議会の会派 1 人会派を含むに対して、所属議員 1 人に月額 2 万円の政務調査費を交付するものであります。

次に、議案第 40 号 那須塩原市公平委員会設置条例の制定については、公平委員会の事務を栃木県に委託してあるが、4 月から那須塩原市に公平委員会を設置して事務を処理することになるため、それに伴う条例の制定であります。

次に、議案第 41 号 那須塩原市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の制定について、及び議案第 42 号 那須塩原市職員団体の登録に関する条例の制定については、公平委員会の設置に伴う条例の制定であります。

次に、議案第 43 号 那須塩原市職員互助会条例の制定については、地方公務員法に、地方公共団体は職員の福利厚生計画を充実し、実施するよう定められている。この規定に基づき、職員の福利厚生制度の適切な運営を図るため条例を制定するものであります。

次に、議案第 44 号 那須塩原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、地方公務員法の制定に伴い、地方公共団体が職員の任免や職員数あるいは給与等勤務条件などを公表することが規定され、平成 17 年 4 月 1 日から施行されるため制定するものであります。

次に、議案第 47 号 那須塩原市田舎ランド鳴内

条例の制定については、旧鳴内小学校の跡地を利用し、交流促進施設として平成 17 年 4 月から利用開始するもので、その施設の設置と管理運営について条例を設定するものであります。

以上、条例制定 7 件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、条例改正 4 件の審議結果について申し上げます。

議案第 49 号 那須塩原市公平委員会の設置に伴う関係条例の整理については、公平委員会の設置に伴い、情報公開条例、個人情報保護条例の中の実施機関に公平委員会を加えるものである。また、職員定数条例に公平委員会を加え、職員定数で市長の事務部局の職員を 696 人として公平委員会の事務部局の職員を 1 人、農業委員会の事務部局の職員を 7 人とするものであります。

次に、議案第 50 号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、市の各種外郭団体が 5 団体あるが、4 月 1 日に合併するものが 4 団体ある。それぞれ名称が変わるので、職員の派遣が予想される派遣先団体の名称を改正するものであります。

次に、議案第 51 号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、平成 17 年 4 月 1 日に施行される人事院規則の一部改正に伴い改正を行うものであります。

内容は、育児または介護を行う職員の早出あるいは遅出勤務ができるようにしている。職員の妻が出産する場合、出産予定日の 6 週間前から産後 8 週間までの間の期間に、その子または小学校入学前までの子供を養育するための 5 日間の範囲内で休暇がとれるものを創設したものであります。

次に、議案第 52 号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、公平委員会の設置に伴い公

平委員の報酬を定めるもので、日額8,300円とするものであります。

以上、条例改正4件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、条例廃止1件の審議結果について申し上げます。

議案第54号 那須塩原市市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止については、2月13日まで市長職務執行者がいたわけであるが、2月13日で職を離れたのでそれに伴う条例の廃止であります。

以上、条例廃止1件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議決事項3件の審議結果について申し上げます。

議案第59号 那須塩原市と栃木県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止については、4月1日から公平委員会を設置することに伴い、栃木県との事務委託を廃止するものである。

次に、議案第60号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合格約の変更については、3月23日に合併を予定している氏家町と喜連川町が合併してさくら市になるため、それに伴う変更であります。

次に、議案第61号 字の廃止及び字の区域の変更については、県が事業主体で行っている金田北部地区土地改良事業による圃場整備の結果、大田原市から旧黒磯市の区域に編入された部分がある。その区域に隣接する那須塩原市の字名に変更するものであります。

以上、議決事項3件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算について。総務教育常任委員会所管事項について、審議結果について申し上げます。

総務教育常任委員会所管事項について、主なものを申し上げます。

まず、歳入の市税については、174億6,817万円の計上であり、前年対比の伸び率は3.54%で、予算に対する市税の割合は47.4%を占めております。地方譲与税は、90億974万8,000円の計上であり、対前年比の伸び率は32.8%であります。これは三位一体の改革に基づく補助金のカット部分が譲与されたもので、那須塩原市民1人当たり3,517円になります。地方交付税は35億5,800万円で、対前年比2.3%の減であります。国庫支出金では、合併市町村交付金1億円が計上されており、新市の道路整備計画の策定、電算関係のリース料などに充当されます。なお、国の補助金枠は4億5,000万円であります。県支出金では市町村合併特例交付金2億円が計上されており、雨水排水基本計画の策定、振興計画の策定などに充当されます。なお、県の補助金枠は6億円で、平成16年度予算にも2億円の計上があります。

続いて、歳出について申し上げます。

歳出については、総務教育常任委員会の所管課ごとに各委員からの意見等をもとに申し上げます。

まず、企画部の総合政策室については、行財政改革懇談会委員の選任については一般公募等も考えるべきとの意見が出ております。

次に、企画情報課については、振興計画策定委員会委員の選任については、那須大学の教授や一般公募などを、野岩鉄道経営安定化補助金についてのあり方、元気なまちづくり基金のあり方と事業補助期間5年間についての疑問の意見がありました。

次に、秘書課については、広報の配布方法の早期の統一についての意見がありました。

続いて、総務部の総務課——各支所の総務課も含む——については、黒磯市内の防火水槽整備、



消防団員の確保、連合消防団活動、行政連絡員用ファクス移設、防災行政無線屋外支局増設、人事管理の職員研修、各支所の需用費の使途、臨時職員の賃金、産休や病休の職員などの質疑がありました。

次に、財政課、各支所の総務課を含みます。

塩原支所庁舎改築工事の設計については、コンペ方式の採用の意見等公共用地先行取得事業の特別会計繰出金の内訳などの質疑がありました。

次に、契約検査課については、その他の中で、那須塩原市指名業者の申請受付の実施とその結果内容について報告がありました。

次に、税務課。各支所の税務課も含みます。

納税組合制度の充実、収納対策の充実などの意見がありました。

次に、会計課については、足利銀行の窓口派遣の有料についての質疑がありました。

続いて、教育委員会の教育総務課、各支局の教育課も含みます——については、学校給食費の未払い問題について。上塩原小学校の統廃合に伴う校歌、校章、西那須野中学校給食共同調理場改築工事跡地の利用などの意見と学校林の活用、小中学校施設整備計画、高林小学校太陽光発電、小学校ピンク電話の設置、教育要覧の配付、わんぱく保育事業の支援事業の内容、塩原幼稚園にかかわる幼稚園と保育園の違いなどの質疑がありました。

次に、学校教育課については、スポーツ少年団への補助、市単独事業の学校活動化創造事業の継続などの意見など、教科書の改訂、不登校対策事業、スクールバス運行、中学生海外派遣研修事業、新市の臨時教師の制度などの質疑がありました。

次に、生涯学習課については、図書の購入費の統一、各種審議会委員、協議会委員の選任方法などの意見等ハーモニーホール管理運営事業、公民

館の分煙、禁煙、公民館の職員体制、システムの違いなどの質疑がありました。

次に、スポーツ振興課については、関谷南公園、げんき広場の使用料の減免などの意見と、東那須産業団地テニスコートの修繕費、夏季巡回ラジオ体操などの質疑がありました。

続いて、選管・監査・固定資産評価審査委員の事務局については、那須塩原市議会の議員選挙における中塩原の投票所の変更、期日前投票に関する塩原支所投票所の検討などの意見がありました。

続いて、議会事務局については、会議記録検索システム及び政務調査費についての説明がありました。

以上の意見、質疑、内容等を述べました。

議案第5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算について、総務常任委員会所管事項については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第15号 平成17年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算についての審議結果について申し上げます。

歳入の主なものについては、一般会計繰入金8,997万3,000円であります。

歳出の主なものについては、黒磯駅西口駅前広場周辺整備事業用地先行取得事業、文化会館駐車場用地先行取得事業、保健福祉施設用地先行取得事業、市道松浦町・稲村線用地先行取得事業の元金と利子であります。

以上、議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、請願・陳情3件の審議結果について申し上げます。

まず、陳情第2号 「那須」ナンバー新設についての陳情書について。

大田原市、那須塩原市、那須町、黒羽町、湯津

上村を対象にした5,000名のアンケートの結果、回収率41.84%、賛成63.2%、どちらかといえば賛成22.4%、反対13.6%、無回答0.8%。商工会等を中心に署名活動を北那須地区で展開中であること。那須塩原市議会及び市執行部の意向なども考慮したい。以上のことから、全員異議なく採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情については、現時点における地方自治の確立・拡充、住民福祉の向上においては重要な案件である。市政で行政改革の一環として行っている「市場化テスト」等については、委員会の中での判断は難しいと考える。委員会等で十分審査をして結論を出すべきである。以上のことから全員異議なく継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号 郵政事業の現行経営形態の堅持に関する陳情書については、採択の意見①で、郵政事業を民営化すると郵政局のサービスが大都市など採算を重視した収益性の高い地域に集中し、郡部などのサービスが低下する。郵便局の廃止も考えられ、不便が生じる。

②郵政民営化については、今国会の衆参両院委員会等で議論をしている。しかし、国の方針と国民がそこまで納得しているかどうかという点については大きな溝がある。郵政民営化反対を採決している旧塩原町議会としては、この陳情に対して不採択の答えは出せない。

不採択の意見。郵政事業関係の件は、次期通常国会に政府で出すようである。そういう状態において採択すべきではなし、むだであると思う。

継続審査の意見。政府を見ても、政府内の民営化について政府間内でも不信の声があり、政府が一体になって民営化ということではないので、まだ審議する必要がある。

以上の意見が出され、意見が分かれたため、挙手採決をした結果、不採択4人、継続審査3人、採択8人となり、採択すべきものと決定をいたしました。

以上、総務教育常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（人見菊一君） 総務教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長の報告を求めます。  
35番、吉成伸一君。

〔福祉環境常任委員長 吉成伸一君登壇〕

○福祉環境常任委員長（吉成伸一君） おはようございます。

福祉環境常任委員会の報告を行います。

当委員会は、3月14日、15日の2日間にわたり、委員全員出席のもと、市民福祉部長、生活環境部長、調整班長、各課長の出席を求め、審査を行いました。

平成17年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、予算案5件、条例案7件、陳情1件の計13件であります。

以下は審査の経過と結果であります。

初めに、市民福祉部について申し上げます。

議案第5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算の福祉部門の歳出の主なものは、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、平成17年度、18年度で策定予定の地域福祉計画の策定委員会の委員の報酬であり、2目障害者福祉費の支援費制度事業では、扶助費として6億円が計上されています。6目高齢者福祉費では、元気なまちづくり基金事業として、空き店舗を利用したまちなかサロン事業をNPOに委託して行う事業が組まれています。2項児童福祉費、4目子育て支援費の中で子育てコーディネーター事業を新規に行います。2項7目児童等手当費の児童扶養手当費

については、西那須野・塩原地区では新規となります。

次に、保健部門の歳出の主なものは、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費の重度心身障害者医療費助成事業、6目母子福祉費のひとり親家庭医療費助成事業であり、4款衛生費、1項保健衛生費は、従来行ってきた事業がほとんどであります。

市民課所管では、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費が主なものです。

委員からの質問に対し、元気なまちづくり基金事業について説明があり、高齢者の技術や知識を生かし、料理教室や手づくりおもちゃの作製、手芸品の作製等の事業を計画しているとのことであり、

また、子育てコーディネーター事業に対する質問では、臨床心理士1名と臨時保育士2名で、若いお母さんの相談に対して指導する事業であり、臨床心理士の方は、現在、埼玉県でこの仕事を行っている方を予定しているとのことであり、

また住基カードの質問では、現在の発行は307枚しか出ていないことから、今後の課題であるとの説明がありました。

続いて、生活環境部所管について申し上げます。

生活課所管の歳出では、2款総務費、1項総務管理費、10目交流推進費で、外国人のために便利マップをつくり、同項11目男女共同参画費の助成費として、男女共同参画広報誌の作成に当たる委員15名分の謝礼が計上されています。その他に、12目交通安全費、13目防犯対策費等が予算化されています。

委員からは、市営バス、消費生活センターに対する質問があり、平成15年の実績から湯宮線1万9,813人、鍋掛線1万2,158人、上三依線1万

1,129人、関谷・宇都野線7,723人、関谷・下大貫線8,701人の利用状況の説明を受けました。

また、消費生活センターの相談件数は、平成14年度に対して平成15年度は2.3倍となっており、架空請求に対するものがふえており、現在、3名の相談員であるが、今後、4名体制で西那須野・塩原地区への出前相談等を検討したいとの答弁がありました。

次に、環境課所管について申し上げます。

歳出の主なものは、4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境保全費の中の河川等の水質測定を行う予算の計上や、2項清掃費、1目清掃総務費では、廃棄物監視員を4名置き、市全域の監視を行うものです。委員から、ごみステーションの資源ごみの盗難対策の質問が出され、アパッチ対策として、張り紙や現場を押さえての指導を行っているとの説明がありました。

議案第5号の市民福祉部門と生活環境部門については、すべて全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第6号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税、3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金であり、歳出では、2款保険給付費、3款老人保健拠出金などです。

委員からは、合併後の保険税率についての質問があり、モデル世帯の例が出され、夫婦2人、子供2人、給与収入350万円、固定資産税額11万円の家庭では、旧黒磯市の税率で37万2,000円が新市の税率では43万5,000円となり、17%の引き上げとなります。旧塩原町、旧西那須野町ではそれぞれ50%、46.7%のアップ率となるとの説明がありました。

採決の結果、議案第6号は賛成多数で承認されました。

次に、議案第7号 平成17年度那須塩原市老人保健特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、1款支払基金交付金と2款国庫支出金。

歳出では、2款医療諸費がほとんどを占めています。

議案第7号については、全員異議なく承認いたしました。

続きまして、議案第8号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、1款保険料、2款国庫支出金、3款支払基金交付金、6款繰入金などであり、歳出では、保険給付費が大半を占めています。

委員からは、介護保険運営協議会の質問があり、運営協議会は第3期の計画策定に当たり年5回程度の会議を開き、市長からの諮問の検討を行うこととの説明がありました。

また、国会で審議中の改正案が決定した場合の予算の増額についての質問では、ホテルコストは10月から改正になるが、低所得者には減免措置があるためシミュレーションの結果では余り影響がないと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第8号は賛成多数で承認されました。

次に、議案第52号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

この改正は、介護認定調査員が非常勤特別職として月18日勤務をしていることを、第3期の介護保険制度に合わせて事務量がふえることを考え、常勤と同じ20日の勤務体制にするものであり、議案第52号は、全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第56号 塩原町赤ちゃん誕生祝金条例の廃止について申し上げます。

旧塩原町で実施していた赤ちゃん誕生祝金を3

月末で廃止するもので、平成14年度実績では73人が対象であり、那須塩原市に換算すると1,100人程度になります。委員から、カバーする施策の質問が出され、幼稚園での塩原町で実施のなかった第二子への補助、保育所では第三子の全額補助があり、国では出産に対する費用を保険適用にするか、出産一時金の増額の検討も行われており、それにあわせて考えていきたいとの答弁がありました。

議案第56号は、採決の結果、賛成多数で承認いたしました。

続いて、議案57号 黒磯市高齢者家族介護慰労金支給条例の廃止について申し上げます。

旧黒磯市で実施してきた高齢者家族介護慰労金の支給について、合併の協定に基づき3月末で廃止するものです。

支給額は月4,000円でした。それにかわり紙おむつの給付事業を実施し、月額約5,000円となります。

議案第57号は、採決の結果、賛成多数で承認されました。

次に、生活環境部所管の議案第17号 平成17年度那須塩原市墓地事業特別会計予算について申し上げます。

赤田霊園は917区画を造成し、840区画が貸与済みで、残りが77区画であり、さくら公園墓地では84区画を造成し、23区画が貸与済みで、残りが61区画であります。

議案第17号は、全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第45号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について申し上げます。

国の法律に基づき、旧3市町、それぞれ条例化してあったものが合併しても手数料及び使用料の額が旧市町の条例の額で徴収していたが、その中

で、第17条と21条について、合併後の統一料金として従来の条文に基づき本条例を制定するものがあります。

委員からは、清掃ボランティアが集めた家電についての質問があり、行政が税金を使って処理するということが難しい部分があり、どの程度まで収集するかについては今後の検討課題との答弁がありました。

議案第45号については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第53号 那須塩原市市営バス設置条例の一部改正について申し上げます。

利用者の利便性をより広い視点で検討するために、委員会の設置を現行条例に加えるための一部改正であります。

議案第53号は、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第55号 那須塩原市市営バス運行事業特別会計条例の廃止について申し上げます。

旧塩原町の条例を那須塩原市で受け継いだり、平成17年度から特別会計を廃止し、一般会計で運営したいということで合併協議が調っており、3月31日で廃止するものであります。

全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第58号 塩原町チャイルドシート購入費補助金交付条例の廃止について申し上げます。

旧塩原町でチャイルドシート購入補助を行っていたが、合併に際し検討した結果、所期の目的は達成されたということから廃止するものであります。

議案第58号は、全員異議なく承認いたしました。

最後に、陳情第1号 介護保険制度の改悪をやめ、改善を求める陳情書について申し上げます。

陳情の内容については詳しくは申し上げませんが、保険料等の減免制度の導入、介護施設利用に

係る自己負担化の廃止、要支援、介護度1の人に対する利用料引き上げ、サービスカットをやめること、施設居宅サービスの整備を国、自治体が責任を持って進めること、以上の4つが陳情内容であります。

委員からは、陳情の主張は妥当であるとの意見、陳情の4項目めの、特に自治体の責任で基盤整備を行うことはどうなのかとの意見、難しい問題であり、すぐに結論を出せないとの意見等々いろいろな意見がありましたが、採決の結果、継続との意見が多数でありましたので継続審査といたしました。

その他の件で、広域第2期ごみ処理施設建設についてと北赤田工業団地の産業廃棄物の中間処理計画について等の質問があったことをつけ加えておきます。

以上が当委員会の報告でございます。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長（人見菊一君） 福祉環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長の報告を求めます。  
34番、齋藤寿一君。

〔産業観光常任委員長 齋藤寿一君登壇〕

○産業観光常任委員長（齋藤寿一君） おはようございます。

ただいまより産業観光常任委員会の報告を申し上げます。

平成17年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託されました案件は、議案第5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算、議案第13号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算、議案第16号 平成17年度那須塩原市温泉事業特別会計予算の3件であります。

本委員会はこれらを審査するため、去る3月14日午前10時より、委員2名が欠席をいたしました。第3委員会室において所管部長、局長以下職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果をご報告を申し上げます。

初めに、議案第5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算について申し上げます。

産業観光部農務課所管の畜産業費に計上されております資源リサイクル畜産環境整備事業につきましては、委員より、仮称塩原堆肥センターの施設稼働後において運営等に関する問題が生じることのないように、当該施設への搬入計画者とはあらかじめきちんとした契約を取り交わし、適正な施設の運営管理に努められたいとの要望がございました。

議案第5号については、全員異議なく原案のとおり承認をいたしました。

次に、議案第13号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算については、平成9年度に供用開始となった南赤田地区施設及び平成15年度に供用開始となった東部地区施設の維持管理が主な費用であります。議案第13号におかれましても、全員異議なく原案のとおり承認をいたしました。

次に、議案第16号 平成17年度那須塩原市温泉事業特別会計予算については、市管理温泉事業施設及び上中塩原温泉集中管理事業施設の維持管理等が主な費用であります。議案第16号につきましても、全員異議なく原案のとおり承認をいたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件についてのご報告であります。議員各位におかれましても、本委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願いを申し上げます。以上でご報告とさせていただきます。

○議長（人見菊一君） 産業観光常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。14番、室正倫君。

〔建設水道常任委員長 室 正倫君登壇〕

○建設水道常任委員長（室 正倫君） 皆さん、おはようございます。

建設水道常任委員会の報告を申し上げます。

平成17年第2回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託されました案件は、予算案件9件、条例案件1件、その他の案件1件、陳情1件の計12件であります。

これを審査するため、3月14日、15日午前10時より第2委員会室において委員出席のもと、所管の部長、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。なお、15日には1名の欠席者、同日午前8時30分より陳情の現地調査を行っております。

以下は、その審査の経過と結果であります。

議案第5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算について申し上げます。

まず、都市計画担当について申し上げます。

駅前広場管理運営事業では、委員より、JRといえども民間の企業であり、補助金を出すことの法律的な整合性はとられているのかなど質疑があり、国の方針により市町村も負担するとの説明でした。

また、街路整備事務推進費の青葉通り整備補助金では、委員より、補助を受ける相手はだれのかなど質疑があり、ハンターマウンテンスキー場が昭和62年にオープンして以来、国道400号の渋滞がひどくなり、バイパス機能を持つ都市計画道路の整備に着手した。平成元年から整備し始めたが、完成までには数十年かかるという見通しの中で、NTT-A型の事業を取り入れた。NTT-A型は、自治体には貸し出しできず、第三セクタ

一に貸し出すもの。ハンターマウンテンが借り受けをして道路整備を行い、ハンターマウンテンが負担した分を市が補助金として支出するとの説明でした。なお、平成7年9月から平成20年9月までの覚書を締結しているとのことでした。

次に、道路担当について申し上げます。

道路橋梁事務推進費では、委員より、期成同盟会の今後のあり方などの質疑があり、相手があることでもあり、事務局レベルで検討していきたいとの説明でした。

次に、下水道担当について申し上げます。

委員より、一般会計からの特別会計への繰り出しの考え方、また繰り出し、繰り入れのルールを検討すべきではないかなど意見があり、独立採算の原則が適用される企業会計に変更することが正論かもしれないが、現段階では繰入金やむなしとの説明でした。

討論では、下水道特別会計への繰出金については一定のルールがないまま行われている。国民健康保険特別会計への繰出金が解消し、繰り出しのルールが明確にならないので反対するとの意見や、東京のような大都市で整備が整っているところは収益金で維持管理ができる、しかし、地方都市ではそういうわけにもいかない、ある程度一般会計で負担していくことは仕方がないことなど、賛成の意見があり、採決の結果、賛成多数により議案第5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算は承認することに決しました。

次に、議案第9号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計予算につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第10号 平成17年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計予算につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第11号 平成17年度那須塩原市西塩

簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

委員より、給水原価と供給単価が逆転していることなどの質疑があり、今は逆転している状況なので基金繰り入れや一般会計の基準内繰り入れで補っている状況であり、早期の値上げも考えていかなければならないとの説明でした。

全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第12号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計予算について申し上げます。

委員より、塩原の料金体系は、黒磯、西那須野とは違っている。旅館などの観光業に配慮したように想像するが、黒磯、西那須野で同じような条件のときには料金を考慮する考えはあるのかなど質疑があり、旅館等に配慮した料金体系であり、将来に向けては水道料の値上げは了解しているので、下水道も連動して見直すとの説明でした。

全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第14号 平成17年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第18号 平成17年度那須塩原市黒磯水道事業会計予算について申し上げます。

委員より、それぞれに県水受水費が計上されているが、県の請求先が那須塩原市1本となることに関して県とどのような調整を図ったのかなど質疑があり、県の企業局からは、3月の最終の支払いの中で、黒磯水道事業会計、西那須野水道事業会計間で調整することが可能であるとの話をいただいているので、その方法で検討していきたいとの説明でした。

全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第19号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計予算につきましては、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第20号 平成17年度那須塩原市塩原

水道事業会計予算について申し上げます。

委員より、水道料金を合併後に調整する方法で合併の協議を進めてきたが、今後、どのように調整を図るのかなど質疑があり、係長級の中で十分に検討を行い、方向性を出し、水道事業基本計画を作成し、検討していきたいとの説明でした。

全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第46号 那須塩原市法定外公共物管理条例の制定については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第62号 市道路線の廃止及び認定については、全員異議なく承認いたしました。

次に、陳情第4号 市道西那須野263号線舗装整備に関する陳情書について申し上げます。

委員より、生活道路として重要な道路であり、地域の方のご苦勞で土地の問題も解決しているので採択との意見や雨水の対策など排水の整備を考えると舗装だけの整備では問題が残るなど不採択、また継続などの意見があり、採決の結果、賛成多数で採択となりました。

以上が本委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げ、報告いたします。

○議長（人見菊一君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の審査の結果の報告が終わりました。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。

46番、早乙女順子君。

○46番（早乙女順子君） では、総務教育常任委員長に質疑いたします。

福祉環境常任委員長、産業観光常任委員長、建設水道常任委員長のところでの経過と結果はどう

してこういうふうになったのかが、大体想像できて、どうして賛成多数であったとか、どうして全員が、まあ意見がなかったからきっと執行者の提案どおりに賛成して、全員賛成だったのだろうなということが想像できたわけなのですが、総務教育常任委員長の報告のところでは、陳情に関してはとても詳しい報告があったわけなんですけれども、議案のところにおいては、先ほども議案第5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算、原案どおり可決すべきものと決定しましたということで、全員賛成であったのか、賛成多数であったのか、そして、もし多数であったなら、その辺のところは、賛成多数であったのか、全員賛成で可決するようになったのかというところがわからないので、もしその中に一、二名反対者がいて、それでどういう理由で反対なされたのかが、ちょっと想像がつかなかったわけなのです。

それとあと、意見が出た。どういう意見が出たというのはあったのですけれども、それに対して執行者がどう答えてそれに納得したのかというところが、ちょっと委員長の報告でわからなかったもので、ほかのものもそうなのですけれども、議案第5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算について、どういう経過があったのかを聞かせていただきたいと思います。

○議長（人見菊一君） 56番、松原勇君。

〔総務教育常任委員長 松原 勇君登壇〕

○総務教育常任委員長（松原 勇君） お答えいたします。

総務教育常任委員会といたしましては、平成17年度の一般会計予算については全員賛成ということで決定を見たわけでありまして、中身につきましては、それぞれの分野での質問もありましたが、すべて了解をされております。

以上でございます。



○議長（人見菊一君） 46番、早乙女順子君。

○46番（早乙女順子君） 何々について意見があったというのは先ほど聞いたわけなのですけれども、それに対してどういう答えがあって納得されたのがちょっとわからなくて、全然、何の疑問も、総務教育常任委員会の方たちが疑問を、何々についてどうですかと——何々について、何々についてということだけだったので。それについて、先ほども教科書の採択についてとかいうのもあったのですけれども、そういうふうに「ついてあった」ということはわかったのですけれども、それについて、じゃ、教育委員長が、今度は那須塩原市で、教科書が自分のところで選べることになるのだと思うんですけれども、それについてどういうふうに言われて、どういうふうに回答が来たのかとか、幾つか内容を知りたい部分があったわけなんですけれども、そういうところはわからなかったのです、どういうふうなやりとりがあったのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（人見菊一君） 56番、松原勇君。

〔総務教育常任委員長 松原 勇君登壇〕

○総務教育常任委員長（松原 勇君） 議案第5号の中で質疑の一例を申し上げます。

東泉委員から教科書の改訂で4,000万円の予算計上されているが、改訂の内容の説明ということで、学校教育課長から、4年に一度改訂になるが、県で採択協議がつくれ、そちらで研究した教科書を採択する作業が昨年終わっている、それに基づいて、教育委員会と教育課で決定した教科書が来年度から使われる、具体的な内容については承知していないというようなことがございまして、一例を挙げるとそういうことでございます。

○議長（人見菊一君） 46番、早乙女順子君。

○46番（早乙女順子君） 委員会制をとっておりますので、それで同時に委員会が開催されてしま

うので、どういうやりとりがあったのか、ここで委員長に聞くほかない。どうせでしたら、聞かなくても、そこで重要なやりとりがあったなというところは、それぞれのところで聞かせてもらったらいいなというふうに思いましたので質疑いたしました。わかりました。

以上です。

○議長（人見菊一君） ほかにございませんか。

12番、伊藤甲三君。

○12番（伊藤甲三君） 私のほうからは、先ほど堆肥センターの報告があったのですが、どうも中身がわからないのです。

実を申しますと、この堆肥センターについては、塩原町がかなり長い年月をかけて計画したものでありまして、私も産建の委員会で1年以上勉強させていただきました。内容的にはかなり中身を知りまして、それで、塩原町の議会では結論が得られないままでこちらに持ち越された、こういう経過があるわけですね。ですから、もう少し詳しく、どういう格好で建設をして、どういう格好で運営するのかということをしつかりと説明をいただきたい、こういうふうに思います。

○議長（人見菊一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○議長（人見菊一君） 会議を再開いたします。

産業観光常任委員長、34番、齋藤寿一君。

〔産業観光常任委員長 齋藤寿一君登壇〕

○産業観光常任委員長（齋藤寿一君） ただいまの伊藤議員のご質問に答えます。

堆肥センターの建設の関係に関しましては、先ほど当委員のほうから、稼働に入りましてからの

要望等は、先ほどお伝えしたように、施設稼働について問題が生じることのないように当該施設への搬入計画者とあらかじめきちんと契約を取り交わし、適正な施設の運営管理に努められたいというような要望がございましたけれども、そのような経過でございます。

そのほかはありませんので、ご報告を申し上げます。

○議長（人見菊一君） 12番、伊藤甲三君。

○12番（伊藤甲三君） それだけではわからないのですね。

先ほども申しあげましたように、どういう施設をつくるのか、その中身と、どういう運営をしていくのかという中身ですね。

○議長（人見菊一君） 伊藤甲三議員に申し上げます。

議案の内容等について、先ほど報告があった報告についての質疑ということでお願いをしたいわけなのです。

○12番（伊藤甲三君） そうすると、いま報告があった内容以外は細かいやりとりはなかった、こういうことですか。

○議長（人見菊一君） 34番、齋藤寿一君。

〔産業観光常任委員長 齋藤寿一君登壇〕

○産業観光常任委員長（齋藤寿一君） そのとおりでございます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） ほかにございませんか。  
40番、古山正君。

○40番（古山 正君） 1点だけお聞きするのですが、那須塩原市の政務調査費の交付に関する条例なんです、この条例の第2条は、会派は1人の場合も含むというふうなことで、1人会派を認めているわけなのです、これが条例で。施行規則とか規程がこの裏につづられているものですから、

それらを拝見しますと、同じ規程の第2条には、2人をもって会派を結成することができるというふうな条文があります。これらについての整合性については審議されているのでしょうか。

○議長（人見菊一君） 総務教育常任委員長、56番、松原勇君。

〔総務教育常任委員長 松原 勇君登壇〕

○総務教育常任委員長（松原 勇君） この条例につきましては、その点については特に質問はございませんでした。

○40番（古山 正君） 了解いたしました。規程とそれから条例が異なっているということを十分にご認識をいただいております。

終わります。

○議長（人見菊一君） ほかにございませんか。  
11番、田中三郎君。

○11番（田中三郎君） 11番、田中です。

総務教育委員会の委員長にお尋ねいたします。

第43号議案の那須塩原市職員互助会条例について、提案のときの質問でもちょっとお聞きしたんですけれども、この補助については、議会への報告の義務というのは別段要らないのでしょうか。その辺のご意見はあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（人見菊一君） 総務教育常任委員長、56番、松原勇君。

〔総務教育常任委員長 松原 勇君登壇〕

○総務教育常任委員長（松原 勇君） その点についての質疑は特にございませんでした。

○11番（田中三郎君） わかりました。了解しました。

○議長（人見菊一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（人見菊一君） ほかにないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時17分

○議長（人見菊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算について、討論を許します。

18番、植竹伸一君。

〔18番 植竹伸一君登壇〕

○18番（植竹伸一君） 議論は反対、賛成いずれにしても楽しい議論をしたいというのが私の念願です。楽しさの中に、実は真実が生まれ、そして進化もあるというふうに思います。

それでは、第5号議案について討論をしたいと思います。

冒頭に、まず、国の財政政策3点について触れておきます。

三位一体改革、国庫補助負担金削減とそれに見合う税源移譲を行うと言いながら地方交付税をいきなり削減、三位一体改革の本質は地方への財源削減であります。この改革は、地方交付税の持つ財政調整機能、財源保障機能という憲法92条、93条、94条の規定に反する最悪の施策であります。

また、昨日から国会審議が始まりました。

10月から実施予定の介護保険の見直しの中での負担増計画、ホテルコスト代の年間40万円を超える負担増、高齢者への大変な痛みであり、これも

地方財源の削減なのです。

小泉内閣の2005年、2006年にかけての負担増計画。4人家族で15万円以上の庶民の皆さんへの負担増にもなります。この後に、さらに10%消費税増税も俎上に上っているところであります。

こうした厳しい経済状況がやってくる中での地方自治体のその予算案について討論したいと思います。

平成17年度予算案についてですが、教育推進費約2億6,600万円。この予算投入による教育環境の整備、あるいは民生費、高齢者支援と地域活性化を推進する元気なまちづくり基金事業1,440万円。農林水産費、農業従事者を支援する資源リサイクル畜産環境整備事業4億9,565万円。商工費、商店街の皆さんを支援する中心市街地活性化推進事業426万円等は、市民に元気や勇気を与える予算案として評価するものであります。

市政運営方針で市長がはしなくも述べているように、予算の骨格は3事業をメインとして推進ということです。つまり、駅周辺整備、観光都市整備、企業立地という内容。人体でいえば、顔の部分に予算執行のポイントが置かれているのではないのでしょうか。

したがって、社会資本整備にどうしても高額な税金が投入されているのが、否定できないところであります。

大枠で予算を見ますと、民生費76億円、土木費54億円、総務費48億円、教育費47億円、議会費が33億円、商工費21億円、農林水産費20億円等です。

民生費が高額なのは、西那須野・塩原地域の福祉事務所へのスライドで6億円以上が上乗せしてありますので、当然のことと思います。

土木費54億円は社会資本整備として費用が弾みますが、これはプライオリティーをどこで決断するかで削減が可能であります。土木費の2%削減

で1億800万円を生み出すことができます。

総務費が48億円。これは、今回の合併の総合支所方式を採用したために、大枠を人件費が占めているためだと思われます。人件費の削減は住民サービスに支障を来すおそれがありますので、また職場の労働条件、生存権ともかかわるので削減が厳しいが、公用車集中管理費1,684万1,000円は努力すれば削減可能ではないでしょうか。合計1億2,000万円を捻出します。これを住宅リフォーム助成に500万円、残りの1億1,500万円をワゴン車を購入してコミュニティバスの開設を行います。駐車場などの整備はおいおいしていくことにします。また、保育所、小学校、合わせて41校に警備員配置、およそ6,000万円で開催できないかと素人が試算をいたしました。そうすれば、市民の皆さんへの雇用にも大きく貢献する施策ができ、活性化につながる施策となります。これらが循環型地域経済圏づくりへのアプローチであり、にぎわいを取り戻すワンステップの施策であり、人体の内臓部分の新陳代謝に当たります。

ここで大分県湯布院町の人口1,100人のまちおこしを紹介させていただきます。

地元の農産物、特産土産物の産業と観光事業、文化事業を結合させて、年間で70万人を超える誘客と活性化につながっているというお話です。人口の対比から見て、即、当てはまるものではありませんが、基本的なスタンスは参考になるはずだと思います。

那須塩原市の地元産業、地元企業支援と観光事業、文化事業支援を結合させて地域循環型経済政策を本流にした施策の提言をしておきたいと思えます。

昨年3月に合併した新潟県佐渡市、人口7万1,000人の話ですが、合併後半年にして三位一体の改革のあおりを受け、10年間で734億円もの歳

入不足に陥ることが財政シミュレーションによりわかり、新市建設計画の破綻を市当局も認めたようです。

本年度那須塩原市は特例債22億7,130万円、約6割の計上であり、財政運営に非常に慎重な配慮をしていることがうかがえますが、これは私も注目しているところであります。

前述の佐渡市財政計画のようなことが全国的に起こることになると、特例債の使い過ぎ、つまり交付税額の先食いを競わされて、交付税制度そのものが将来、危うくなることも懸念されます。市民の暮らし、福祉優先、市民生活型、言いかえれば、内臓型予算を重点にして予算執行することを提案するものであります。

15後に財政が破たんするような財政計画だけは戒めなければなりません。

以上、申し上げます。平成17年度一般会計予算案の反対討論といたします。

○議長（人見菊一君） 50番、山本幸治君。

〔50番 山本幸治君登壇〕

○50番（山本幸治君） 50番、山本です。

議案第5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

この予算書を一読いたしますと、長引く不況と三位一体の影響を受けて、随所にその厳しさがあります。このような財政状況の中、歳入を見ますと市税の5億9,600万円、3.5%増は高く評価をいたします。歳出におきましても、民生費、教育費、土木費など、市民生活環境を中心とした予算であります。

よって、この予算案について賛成をいたします。

以上。

○議長（人見菊一君） 46番、早乙女順子君。

〔46番 早乙女順子君登壇〕

○46番（早乙女順子君） 議案第5号 平成17年

度那須塩原市一般会計予算について、反対討論いたします。

合併後の本格的な予算となる平成17年度那須塩原市一般会計予算は、合併協議書や事務事業の一元化調整などで協議が調った事項は誠実に履行する、新規事業は、計画策定に関する予算など新市としての基盤を固めるための予算を優先する、ハード面の継続事業については旧3市町で既に着手をしていることから、その管理を優先するとの3つの考え方を基本に編成したとのこと。

その中で、合併協議書や事務事業の一元化調整などで協議が調った事項の中には、市民の期待するものと隔たりがあるものもあります。ですから、旧西那須野の住民の中には、手数料も利用料も税金も保険料も上がって、西那須野は合併しなかったほうがよかった、西那須野は合併しなくてもやっていたのと言う人がいます。

塩原の住民は、塩原だけで行われていたサービスのほとんどは廃止されてしまったと言います。

また、広報に関して、西那須野の人からは、なぜ黒磯は広報をお金をかけて新聞折り込みにするのか、黒磯の人からは、合併なんかするから広報が郵送されなくなったと私のところに苦情が来ました。市民は、自分に負担増や受けていたサービスが廃止されるなど、影響があることだけ取り上げて苦情、不満として言う傾向はありますが、それでも何かメリットになることがあったなら、西那須野は合併をしなくてもやっていたのに、合併しなかったほうがよかったなどということは言わないのではないのでしょうか。

私は幾度か議会で合併のメリットを聞きましたが、市民生活に直接かかわる具体的なメリットも、行財政の効率化も示してもらえませんでした。デメリットを払拭するような具体的なメリットを示せない、このことが市民が合併のメリットを感じ

られない原因でしょう。

例えば、行政組織機構を合理化することで市民サービスとなるような部署を拡充したなら別ですが、現実には行政組織は合理化せず、職員のポストを確保するための組織として市民に負担増やサービスの低下を押しつけて経費削減を図っているのでは、市民の不信感は増す一方でしょう。

新市の組織機構は住民サービスの低下を招かないようにとの理由で総合支所方式をとったとのことですが、総合支所方式をとったがために組織が煩雑になっただけで、本当の意味の住民サービスの向上にはほど遠いものです。

そもそも合併協定書や事務事業の一元化調整が役所の一部の人で行われ、市民のためになっていないからです。合併を急ぐ余り、住民の意見を聞くことが形式的で、情報提供も不十分でした。このような状態での合併協議書や事務事業の一元化調整を基本に予算編成したのでは、市民が期待できる予算になりません。

また、合併した自治体には、合併前の交付税レベルを10年間保証すると言われたことを真に受けて、財政再建を考えずに予算編成していると思えない状況です。

合併しない選択をした市町村では、いかに住民サービスを維持したまま交付税や補助金削減にどう対応するか、自立を目指して独自の経費削減に取り組んでいます。那須塩原市のように合併に安易に頼った市町村は、真剣に自立を目指した市町村より、近い将来財政悪化しない保証はありません。

国の財政状況は簡単に改善されそうにはありませんので、地方交付税が今のレベルで10年間交付される保証はないのではないのでしょうか。合併しても、いずれ地方交付税や補助金は削減され、一般財源は減少し、一方で扶助費や公債費といった

義務的経費が膨らむ上に、教育環境の整備・充実や少子・高齢化社会に向けた社会福祉の充実など、市民生活に密着した行政需要はますます大きくなります。

本来なら、合併したからこそ健全な行政を目指して事務事業そのものを目的から見直し、生活者基点で政策をビルドする中で、既存事業をスクラップして抜本的改革を目指す必要があります。しかし、3つの考え方を基本に編成した予算は、合併特例法に依存した予算でしかありません。

よって、議案第5号 平成17年度那須塩原市一般会計予算については反対です。

○議長（人見菊一君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（人見菊一君） 挙手多数。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、討論を許します。

31番、太田久美子君。

〔31番 太田久美子君登壇〕

○31番（太田久美子君） 議席31番、太田です。

私は、議案第6号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

平成17年度的那須塩原市国民健康保険特別会計の歳入は総額108億1,447万円で、その中で保険税が45億9,451万2,000円、構成比になりますと42%となりますが、この前年度比からにおきましても10.4%の増となっています。この増収は合併に伴

う国保税の大幅な引き上げによるものが入っております。

しかし、この国保税の引き上げは市民にどのような影響を及ぼすでしょうか。

先ほどの委員長の報告の中でも、モデル試算としてのご意見がありましたが、私も多少計算は違いますが、まず、例えばこの4月からの国民健康保険税は、所得割が9.9%、資産割が30%、均等割が2万8,900円、平等割が2万7,100円となります。

これは旧の3市町と比較しますと、夫婦、妻が主婦で子供2人の年収300万円という試算の中では、黒磯が20.9%の引き上げ率、西那須野が49%の引き上げ率、塩原は何と70.5%の引き上げとなり、特に旧西那須野町、塩原町においては大幅な引き上げとなります。

現在でさえも滞納者が国保世帯の28%。これは一般質問の中の回答ですが、この28%もいる中で、さらにこの国保税の引き上げでは、払いたくても払えない人たちが増加することが目に見えております。これは医療の悪循環として滞納世帯の増加になり、保険証が使えず、そして病院に行くのも我慢する。この中での病気の悪化に伴う長期治療となり、そしてこの中の医療給付の増加につながる。このような医療の悪循環を繰り返すのではないのでしょうか。

国保制度は、国民健康保険法からも、社会保障と国民の保健の向上に寄与するとあり、私は、国とこの地方自治体は当方の責任において住民の医療、保健を保証するという制度であると思っております。

地方自治体も、ただ単に国保税を引き上げするのではなく、まず1つは、国に対するこの国の予算、また補助金等の増額を要求しながら、そして一番大変な方の滞納者や、特に短期保険証、資格

証明書をなくす努力をすること。そしてまた3項目は、滞納者はすべて悪質滞納者ではありません。長引く不況の中で、10年以上も続く経済低迷の中で払わない人たちにはきめ細かい納税相談を行い、また、早急に市独自の減免要綱をつくって、この滞納者の家を回り、申請減免の運用などができるような努力をしてほしいと思います。これにより収納率も上がり、税収増加にもつながるのではないのでしょうか。

最後に、国保制度の問題は、憲法25条の生存権を保障することに基づく、市民の命と生活を守る大事な医療制度です。

そして、地方自治体の第一の責務としては、住民の福祉と暮らしを守ることです。この根幹から国保税の引き上げを見直し等を含む国保特別会計の見直しを求め、私は反対討論いたします。

以上です。

○議長（人見菊一君） 46番、早乙女順子君。

〔46番 早乙女順子君登壇〕

○46番（早乙女順子君） 議案第6号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、反対討論いたします。

国民健康保険は、不景気による倒産などで他の保険組合から国保に移る人が多いことなど、健康保険制度のしわ寄せを一手に受けている健康保険です。

その上、市町村によって収納状況も給付額も保険料も大きく違います。ですから、市町村合併に際しては調整に困難を要する事業の一つです。

それなのに那須塩原市の合併協議では、早々と合併時に再編し、均一税率とすると大幅税率アップを提案しました。それなのに、そのときの合併協議会では何ら意見も出ずに承認しています。

そのとき、市民団体からは国民健康保険事業の取り扱いについて合併特例法10条の規定を適用し、

合併する年度と翌年度の平成17年度はそれぞれの現行の税率を採用し、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、税率について検討を行い、合併する年度の翌々年度、平成18年度から新保険料税率を設定すべきであると要望が出ていました。

しかし、協議会のメンバーはだれ一人として事務局から提案された国民健康保険事業の取り扱い内容に対して異議を唱える人もなく、原案どおり決定しました。

それなのに、後日、旧西那須野町議会から税率の見直しが出されるや、合併協議会はいとも簡単に税率を修正しています。合併協議会で税率まで決めることは、本来、無理であったと思います。なぜなら、通常の税率を改正するときは、国民健康保険運営協議会に諮問し、医療費の伸びを予想し給付額を推定し、収納率を想定した上で保険税を決めます。そのための資料を事務局から示され、検討するわけですが、合併協議会では、それらの資料も十分に示されないまま、事務局原案どおり税率を決定しています。後日、西那須野町議会から修正案が出されたときも、税率を検討するときに必要な資料が協議会に出された様子はありませんでした。

私が資料要求したとき、合併協議会に出していないとの理由でなかなか出してもらえなかったことから考えても、協議会は十分な資料の提出も求めずに修正案を了解しています。

ですから、合併協議会で税率まで協議せず、市民が提案していたように、合併特例法10条の適用をし、平成17年度まではそれぞれの現行の税率を採用し、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、税率について検討を行えばよかったです。

さきに合併した自治体の事例では、静岡市と清水市の合併では、合併後に国民健康保険運営協議

会を設置し、合併の値上げ緩和策と赤字分で国保加入者26万人で20億円の一般会計からの繰り入れをしています。

那須塩原市においても、旧3市町の下水道会計は一本化せず、今までどおりの料金で一般会計から多額の繰り入れをしています。また、上水道においても同様に一本化せずに、塩原水道は一般会計から繰り入れをしています。合併に伴う緩和策です。

そこで、国保会計も大幅税率アップをせずに、上下水道同様に一般会計からの繰り入れをすべきでした。それなのに国保だけはかたくなに一般会計からの繰り入れを拒否し、一本化しました。ですから、塩原など大幅な値上げとなったのです。国保も他の特別会計と同様に一般会計からの繰り入れをすべきです。一般会計からの繰り入れは合併の緩和策でなく、制度上の問題でも繰り入れるべきだと思います。

提案されました平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算では、収納率は85%としていますから、滞納があることを前提に、最初から85%の人には、本来、納めなくてはならない保険税より多目に賦課しています。

その額は、下水道で一般会計から基準外繰り入れをしている額に相当します。せめて滞納分の保険税を正直に納税している85%の人に上乗せするのではなく、市が責任を持って手当てをすべきです。

つまり、その分を一般会計から繰り入れるという事です。私が一般会計から繰り入れると言いますと、必ず国保加入者は一部の市民なので、一般会計から繰り入れするのは好ましくないと言う人がいます。でも、国保加入者が一部の人なら下水道加入者も一部の人です。加入者数も大して変わりません。一部の人には一般会計のお金は使え

ないと言っていたら、すべての事業ができなくなります。相互扶助の考えで使っているのですから。他の事業とバランスを考えても、一般会計からの繰り入れは必要です。また、合併の激変緩和策としても、一般会計の繰り入れは必要です。早急に滞納者分の保険料程度を一般会計から繰り入れないと国保会計制度自体が崩壊します。

平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計は収納率が85%ですから、85%の被保険者に未収納者分の保険料も上乗せした上に、合併のしわ寄せも上乗せしています。善良な被保険者の大きな負担の上に成り立つ予算であり、市長が言う合併の趣旨、「サービスは高いところに、負担は適正に」にも反します。

よって、平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算には反対です。

○議長（人見菊一君） ほかに討論の通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号については、福祉環境常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（人見菊一君） 挙手多数。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、討論を許します。

18番、植竹伸一君。

〔18番 植竹伸一君登壇〕

○18番（植竹伸一君） 今国会における介護保険制度の見直し提案の内容は、大変厳しい内容であります。今回の予算案には反映されていませんが、10月から介護給付費の見直しが実施される予定で審議が進められています。



今国会に提案された内容の特徴は、施設給付の見直しと予防重視型システムへの転換という内容で、わかりやすくいえば負担増と給付減が中心的な内容です。

自治体だけを責めることはできません。小泉政権のお年寄りいじめ、地方財政削減の財政改革が諸悪の根源であります。

2006年4月からは、予防重視型システムへの転換を提示しています。これは現在の要介護1や要支援という軽度の高齢者を対象に従来のサービスを制限するものです。介護予防を口実にして、軽度の人たちの介護サービスを切り捨てて、介護給付費を削減することをねらいとしています。

現在の制度こそが、生きがいをも考えた上で重度化を予防し得るという配慮された措置です。これが現場で働く人たち、ヘルパーさんやケアマネジャーさんの指摘であります。

見直すべきは国の援助をふやすこと、一律負担増ではなく、保険料、利用料の支払い能力に応じた負担制度にすること、基盤整備介護労働者の労働条件改善をすることなどであることを提案します。

さらに、利用料軽減の4月打ち切りという問題が発生してきます。これは、介護保険制度が始まる前から訪問介護を利用していた人で、所得税非課税世帯か生活保護世帯を対象とする特別対策である利用料の6%軽減措置、これが3月で打ち切りとなります。低所得者対策を重視すると言いながら、これは逆の施策であります。

Aさんご夫妻、奥さんが要介護5の事例をちょっと紹介します。

ご夫妻は年金と障害者手当、合わせて14万6,000円で暮らしています。家賃が5万6,000円、介護保険の利用料が2人合わせて月約3万4,000円、来月4月からの特別対策がなくなり10%に上

がります。すると約5万4,000円、月2万円、年間では24万円の負担増となります。利用料が6%から10%になるというのは、このように大変なことなのです。

このようなお年寄りいじめ、介護サービス切り捨てを行わないように、特別対策の継続を国に強く要求いたします。自治体としても、このAさんご夫妻たち低所得者への保険料、利用料の軽減措置の充実を要求して、第8号議案への反対討論いたします。

○議長（人見菊一君） ほかに討論の通告書がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号については、福祉環境常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（人見菊一君） 挙手多数。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成17年度那須塩原市老人保健特別会計予算並びに議案第9号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計予算から議案第20号 平成17年度那須塩原市塩原水道事業会計予算までの13件については、討論の通告書がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号及び議案第9号から議案第20号までの13件については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号並びに議案第9号から議案第20号までの13件については、原案のとおり可決

されました。

次に、議案第45号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定についての討論を許します。

46番、早乙女順子君。

〔46番 早乙女順子君登壇〕

○46番（早乙女順子君） 議案第45号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、賛成討論いたします。

今回の提案は合併に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定ですが、合併協議会のあいまいな調整内容をそのまま条例化したのではないことを評価いたします。

合併前の旧西那須野町では、普通ごみ10kg50円、普通ごみ以外は10kg200円となっており有料でした。ただし、家庭から出るごみステーションに出されるごみについては免除されていました。でも、家庭系ごみでも清掃センターに持ち込むと10kg50円かかりました。廃棄物処理及び清掃に関して、一般的に使われている家庭系ごみと事業系ごみの分類を使っていた黒磯や塩原と違い、西那須野では一般的に使われていない「普通ごみ」との言い方が使われていました。これは家庭系ごみと事業系ごみを分けなためであったと思われます。つまり、家庭から出るごみも事業者から出るごみも同じ料金を取っていたこととなります。

合併協議会で、家庭系ごみは無料、事業系ごみは10kg50円と、黒磯、塩原に合わせましたので、市民が家庭生活で生じるごみと事業活動で生じるごみ処理手数料に差ができました。家庭系ごみと事業系ごみの処理手数料が同じであることが変でしたから、これは合併協議の成果でしょう。

しかし、粗大ごみの処理手数料は10kg200円、粗大ごみの戸別収集は2t車1台3,000円と、西那須野の事例を採用していましたので、清掃セン

ターに自分でトラックを借りて持ち込むと10kg200円ですから、1,000kg2万円、トン当たり2万円となります。でも、清掃センターから戸別収集に来てもらいますと、2t車で3,000円ですから、トン当たり1,500円となってしまいます。持っていくとトン当たり2万円、来てもらうと1,500円、これは変だったわけです。

この点も市民団体と合併協議会に出した要望書に入っていました、やはり合併協議会では意見もなく、事務局原案どおり決定いたしました。

そこで、私は黒磯議会でごみ処理に関する合併協議会の矛盾点を指摘し続けました。

旧黒磯市の執行者は、拡大生産者責任が確立されないまま、むやみにごみを有料化すべきでないことも理解されており、廃棄物行政に関しては明確な答弁が得られました。でも、那須塩原市になり、どうなるかと心配していましたが、心配は取り越し苦労で、今回提案されました廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、粗大ごみの取り扱い区分が西那須野条例の別表でなく修正されました。質疑で確認した結果、あいまいであった点も解消されました。

合併協議会の調整内容を再検討し、精査して適正なものとしてきた事例として評価し、議案第45号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について賛成いたします。

○議長（人見菊一君） ほかに通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号については、福祉環境常任委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 那須塩原市議会政務調査費の交付に関する条例の制定についてから議案第44号 那須塩原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、及び議案第46号 那須塩原市法定外公物管理条例の制定についてから議案第47号 那須塩原市田舎ランド鳴内条例の制定について、並びに議案第49号 那須塩原市公平委員会の設置に伴う関係条例の整理についてから議案第62号 市道路線の廃止及び認定についてまでの22件については、討論の通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号から議案第44号、及び議案第46号から議案第47号、並びに議案第49号から議案第62号までの22件については、総務教育、福祉環境、建設水道常任委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第44号、及び議案第46号から議案第47号、並びに議案第49号から議案第62号までの22件については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時再開いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時59分

○議長（人見菊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願・陳情について。

陳情第1号について、討論を許します。

18番、植竹伸一君。

〔18番 植竹伸一君登壇〕

○18番（植竹伸一君） それでは、今日の陳情第1号 介護保険制度の改悪をやめ、改善を求める陳情書の討論を行います。

介護保険制度はこの4月で5年がたち、見直しの時期を迎えます。今国会に提案された内容の問題、昨日から国会で審議が開始されましたが、その特徴は施設給付の見直しと予防重視型システムへの転換という内容で、簡単にいいますと、負担増と給付減が中心的な内容です。

施設給付の見直し、負担増の具体例で言いますと、個室要介護5の入所者のケースで試算してみました。居住費と食費と1割負担、利用料で月額13万4,000円、現行より3.7万円の負担増、年間では44万4,000円と試算されます。

予防重視型システムへの転換については、要支援、要介護1と、お年寄りの7割から8割を新設の新予防給付に移行し、訪問介護などのサービスを制限するものです。

要支援、要介護1の利用者6,000人以上の事例について、民医連が調査した資料によりますと、援助の内容では、掃除が57.6%、精神的支え、生きがいが42.5%と、こう数字を示しているほか、病状や薬の管理、外出支援、転倒防止等多岐にわたり、身体介護も含めた訪問介護などによる多様な援助が自宅での生活を支えていることがうかがえます。

そして、この調査に直接携わった方、つまりお年寄りの介護プランをつくっているケアマネジャーさんの9割以上の方が次のように話をしています。軽度者の介護サービスが制限されると、生活の質の低下、病状の悪化、在宅生活の維持困難等が起こること。つまり、現場で働く人たちは、在宅での生活に何らかの懸念を表明しているのです。

介護保険制度が生まれるとき、政府が言いまし

た。「安心して必要な介護が受けられる制度です」。ところが、今回の見直しの内容は、政府自身の制度スタート時点での宣言と矛盾するものであり、保険制度、福祉の精神とも反するものであり、さらに言えば、憲法25条、生存権の規定に反する見直し案であることを指摘して、陳情第1号の賛成討論といたします。

○議長（人見菊一君） ほかに討論通告者がおりませんので、討論を終了いたします。

採決いたします。

陳情第1号については、福祉環境常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（人見菊一君） 挙手多数。

よって、陳情第1号について、福祉環境常任委員長報告のとおりとすることに決しました。

次に、陳情第2号については討論通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

陳情第2号については、総務教育常任委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、総務教育常任委員長報告のとおりとすることに決しました。

次に、陳情第3号について、討論を許します。

18番、植竹伸一君。

〔18番 植竹伸一君登壇〕

○18番（植竹伸一君） 「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情について、討論を行います。

小泉内閣の官から民への言葉に象徴される代表的なものの一つに郵政の民営化がありますが、「市場化テスト」や給与構造見直しは、公正な社

会のための公務・公共サービスを提供している場に官民競争入札制度を導入して、国・地方自治体のサービスを営利企業にゆだねる手段として導入されようとしているのではないのでしょうか。公共団体の職場に対する民営化とも言えるものです。

イギリスの自治体でも官民強制競争入札、CCTとして知られています。この手法はブレア政権下で問題点が指摘されています。3点ほどあります。身分も含めた労働条件やモラルに悪影響を与えること、労働条件の低下によりしばしば民間企業参入の失敗例が報告されていること、3点目が公的組織と民間企業が対立的競争を繰り広げるため、そのことで相互が協力し合うことに困難を来していること、以上、3点が指摘されています。

このことは、陳情第3号が指摘している職員の士気を低下させ、人材確保を困難にするだけでなく、国から地方へ、地方から民間へと、賃下げの悪循環をもたらし、一層深刻な地域経済の状況を招くものではないのでしょうか。これはイギリスのCCTの問題点とも整合するものです。

住民こそ主人公の視点を据えたら、コスト削減優先、民間企業営利第一の場に自治体行政をさらすのは正しくありません。行政職員、自治体職員が批判にさらされているのをコスト削減でこたえるのではなく、国民にベストな住民サービス向上に全力で取り組むことでこたえることこそ、地道で地方に優しい改革と言えます。

以上、述べまして、陳情第3号の賛成討論といたします。

○議長（人見菊一君） ほかに討論通告者がおりませんので、討論を終了いたします。

採決いたします。

陳情第3号については、総務教育常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(人見菊一君) 挙手多数。

よって、陳情第3号については、総務教育常任委員長報告のとおりとすることに決しました。

次に、陳情第4号については、討論通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

陳情第4号については、建設水道常任委員長報告のとおりとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号については、建設水道常任委員長報告のとおりとすることに決しました。

次に、陳情第5号について、討論を許します。

18番、植竹伸一君。

[18番 植竹伸一君登壇]

○18番(植竹伸一君) すみません。これが最後です。

郵政事業の現行経営形態の堅持に関する陳情の討論です。

郵政事業は、「地域になくってはならない存在」と陳情書に述べられているとおり、民営化が実施されますと採算重視となり、郵便局は都市部に集中し、不採算地域では郵便局の統合や閉鎖により、国民、特に高齢者の利便性が大きく損なわれ、生活に与える影響は甚大です。

先日の国会の議論の中でも、現行の郵便局と民間銀行の手数料比較が審議されていました。

例えば、ATM引き出しは平日時間外と休日の場合ですが、郵便局は無料ですが、東京三菱銀行は105円。100円玉を1円玉100枚に両替する両替の問題も、郵便局は無料ですが、東京三菱銀行だと315円。通帳の再発行も郵便局は無料ですが、東京三菱銀行は2,100円かかります。もう一つの問題は、民営化後の郵便貯金会社が積み立てる預

金保険料です。これが10年間で9,091億円も負担させられ、過去の大銀行の破綻のツケ、3兆5,000億円、欠損の穴埋めに使われることとなります。銀行業界のために国民サービスを後退させる郵政民営化は撤回すべきことを主張して、陳情第5号に対する賛成討論といたします。

○議長(人見菊一君) ほかに討論通告者がおられませんので、討論を終了いたします。

採決いたします。

陳情第5号については、総務教育常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(人見菊一君) 挙手多数。

よって、陳情第5号について、総務教育常任委員長報告のとおりとすることに決しました。

---

◇

### ◎国会等移転に関する特別委員会の報告について

○議長(人見菊一君) 次に、日程第2、国会等移転に関する特別委員会の報告についてを議題といたします。

本案について、国会等移転に関する特別委員会委員長の報告を求めます。

56番、松原勇君。

[国会等移転に関する特別委員長 松原勇君登壇]

○国会等移転に関する特別委員長(松原 勇君)

国会等移転に関する特別委員会のご報告を申し上げます。

初めに、新市那須塩原市誕生に伴い、平成17年1月12日に開催された第1回那須塩原市議会臨時議会において、栃木・福島地域への国会等移転を

推進するために、市や関係団体との連携を図りながら、国などからの情報を収集して今後の対応を検討することを目的に、15名の委員による国会等移転に関する特別委員会が設置された。

4月30日に在任特例期間が終了することに伴い、本委員会の任期が終了するため、活動状況を報告するものであります。

## 2、活動内容。

1月12日、国会等移転に関する特別委員会を設置。

2月18日、国会等移転に関する特別委員会研修会。演題、国会等移転の現状と今後の動向について。講師、栃木県企画部企画調整課主幹小島直樹氏。

3月22日、国会等移転に関する特別委員会。

## 3、国会等移転に関する近年の経緯。

国会等の移転に関しては、平成2年に国会等の移転に関する決議がされ、さらに平成4年に制定された国会等の移転に関する法律に基づきその検討が行われてきた。

平成11年12月の国会等移転審議会答申で、移転先候補地に栃木・福島地域、または岐阜・愛知地域を選定。右、近郊地域は、将来、可能性はあると答申され、栃木県は大きな期待を持って国会等移転への熱い思いが全県下に広がり、将来に胸膨らんだ雰囲気であった。

平成15年6月に国会等の移転に関する政党間両院協議会を設置され、12回にわたり検討されてきたが、目下は進展の兆しは見えてこない。国会議員の提案により、移転の決議、また法律を作成して取り組みながら、決定的な指針ができてこないのは残念なことである。

本県においても国会等移転対策室を設置し、候補地のPRや県民の理解を求めめる方策などを北東5県と連携をとりながら進めてきたところである

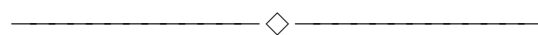
が、近年、対策室の解消、人事の削減、予算の圧縮など、冷めた状況にある。しかしながら、国会等移転の国の考えが全く消えたわけではなく、最近の情報によると、国会等移転という大型移転より、段階的移転として、まず災害対応としてのバックアップ施設を国は考えているようである。

県では今後も粘り強く運動を続ける姿勢を示している。

終わりに、以上のことを考慮し、特別委員会としては引き続き今後とも国・県の動きを注意深く見守っていく必要がある。

以上であります。

○議長（人見菊一君） 報告が終わりました。



## ◎議会だより編集特別委員会の報告について

○議長（人見菊一君） 次に、日程第3、議会だより編集特別委員会の報告についてを議題といたします。

本案について、議会だより編集特別委員会委員長の報告を求めます。

17番、植木弘行君。

〔議会だより編集特別委員長 植木弘行君 登壇〕

○議会だより編集特別委員長（植木弘行君） 17番、植木でございます。

議会だより編集特別委員会のご報告をいたします。

初めに、新市那須塩原市誕生に伴い、平成17年1月12日に開催された第1回那須塩原市議会臨時議会において、市議会に関し必要な事項を市民に周知するため、那須塩原市議会だよりを編集、発行することを目途に、9名の委員による議会だよ

り編集特別委員会が設置された。

4月30日に在任特例期間が終了することに伴い、本委員会の任期が終了するため、活動の状況を報告するものである。

## 2、委員会開催の状況。

1月12日、議会だより編集特別委員会を設置。

1月20日、議会だより編集特別委員会、創刊号の発行について。

1月26日、議会だより編集特別委員会、創刊号の発行について。

3月7日、議会だより編集特別委員会、第2号の発行について。

3月22日、議会だより編集特別委員会、特別委員会報告について。

## 3、議会だより創刊号の発行について。

### ア、掲載内容。

表紙。議会の風景。正副議長の写真と就任のあいさつ。職務執行者あいさつ風景と臨時会の内容。議員の紹介。各常任委員会ごとに全議員の顔写真と抱負。裏表紙。各委員会、組合議会議員の構成。編集後記。編集。議会の傍聴。議会メールアドレスの掲載。意見の募集。

### イ、発行の日程。

ページ数8ページ。印刷部数3万8,000部。発行日2月7日月曜日。

### ウ、規格。

A4判。縦12字、横32行、5段。活字12。創刊号オールカラー。100%再生紙使用。

## 4、議会だより、第2号の発行の予定。

### ア、掲載の内容。

表紙。今後の委員会で決定予定。一般質問。1人1問の質問を半ページに掲載。質問風景の顔写真。常任委員会の状況。裏表紙。編集後記。議会の傍聴。その他。

### イ、発行の日程案。

ページ数16ページ。印刷部数3万8,000部。発行日5月20日金曜日。

### ウ、規格。

A4判。縦12字、横32行、5段。活字12。表紙、裏表紙、カラー2色刷り。100%再生紙を使用です。

## 5、編集の方針。

①議員みずからが責任を持って編集に当たる。

②記事の要約化を進め、見やすく、読みやすい紙面とする。

③議会側の一方通行でなく、市民参加型の双方向性の紙面とする。

④早期発行に努めるとして、委員会の活動を続けてきた。しかしながら、市議会と町議会の編集体制が違うため、町議会では特別委員会が多いが、市議会では特別委員会体制が少ない状況にあるようです。また、公務災害や費用の弁償等も違うため、今後、新たな議会の中で、特別委員会の設置のあり方を含めて検討を要すると考えております。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（人見菊一君） 報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時24分

○議長（人見菊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

## ◎議会運営委員長の報告

○議長（人見菊一君） ここで、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議案の取り扱い等

について議会運営委員長の報告を求めます。

54番、大島昇君。

〔議会運営委員長 大島 昇君登壇〕

○議会運営委員長（大島 昇君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会に追加議案として提出される案件については、議会開会日に報告した案件もありますが、それらも含めて申し上げます。

市長提出の案件として、監査委員の選任について、公平委員の選任について、教育委員会委員の選任についての人事案件3件。議員提出の案件として、那須塩原市議会選挙管理委員及び同補充員の選挙について、那須塩原市議会委員会条例の一部改正について、産業廃棄物積替保管施設及び産業廃棄物中間処理施設設置等事業計画に反対する意見書の提出について、新たな地域名表示ナンバープレートの導入にかかわる「那須」ナンバーの新設を求める意見書の提出について、郵政事業経営形態に関する意見書の提出についての5件。合計8件であります。すべて即決扱いといたします。

議案に対する質疑は同一議題につき1人3回まで、時間は10分以内といたします。討論は同一議題につき賛成、反対、それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

以上が追加議案に対する審議の結果であります。

以上、報告を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（人見菊一君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりとすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、議案の取り扱い等については、議会運営委員長報告のとおりといたします。



#### ◎日程の追加

○議長（人見菊一君） 追加議事日程第1号に入ります。



#### ◎同意第2号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長（人見菊一君） 日程第1、同意第2号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 同意第2号 監査委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

監査委員につきましては、その設置が地方自治法に規定されており、那須塩原市においては条例の規定に基づき2名の監査委員を置くこととなっております。

監査委員の2名の内訳といたしましては、これまでも地方自治法に定めてありますが、1名は識見を有する者、1名は議員のうちから、これを選任することとされております。

今回の議案につきましては、識見を有する方として、監査委員の経験のある青山功氏を那須塩原市の監査委員として選任いたしたく提案するもの



であります。

青山氏は、平成10年4月から6年9か月にわたり、合併前の黒磯市の代表監査委員としてご尽力をいただいた方であり、知識、経験ともに豊富で、人望も厚く、公平公正な監査ができる人物であると確信し、地方自治法の規定に基づき監査委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

なお、議員のうちから選任いたします監査委員につきましても、来る4月24日に那須塩原市の市議会議員選挙が控えておりますので、改選後の議会に提案を申し上げたいと思っておりますので、ご理解くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（人見菊一君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 質疑がないようですので、質疑を終了することをご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 討論がないようですので、討論を終結することをご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

原案のとおり同意することで、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、原案のとおり

同意することに決しました。



◎同意第3号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

○議長（人見菊一君） 次に、日程第2、同意第3号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 同意第3号 公平委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

本案は議案第40号において審議をいただきました那須塩原市の公平委員会につきましては、この4月1日より設置をするため、地方公務員法の規定に基づき、委員として識見を有する方3名の委員を選任いたしたく提案するものであります。

提案をいたします3名のうち鈴木俊幸氏につきましては旧黒磯市職員を、荒崎敏男氏につきましては旧西那須野町職員をそれぞれ長く勤められた方で、現在では既に退職をしておりますが、行政経験の豊富な方々であります。また、伊澤正之氏につきましては弁護士をされており、これまで栃木県弁護士会副会長、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長などを歴任しておりますが、以前には旧黒磯市の情報公開審査委員会委員も務められた方であります。

3名の方々は、いずれも地方自治体の本旨及び民主的、効率的な事務の処理に理解があり、人格が高潔であることから公平委員会委員としてふさわしい方であると確信し、地方公務員法の規定に基づき、公平委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご同意くださいますようお願いを申し上げ、説明といたします。

休憩 午後 1時34分

○議長（人見菊一君） 説明が終わりました。

再開 午後 1時34分

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

原案のとおり同意することで異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号については、原案のとおり同意することに決しました。

—————◇—————

#### ◎同意第4号の上程、説明、質疑、

#### 討論、採決

○議長（人見菊一君） 次に、日程第3、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について教育長から退席願が出されておりますので、これを許可します。

〔教育長退席〕

○議長（人見菊一君） ここで暫時休憩いたします。

○議長（人見菊一君） 会議を再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 同意第4号 教育委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の規定により、合併後臨時に選任された教育委員の任期は、新市の市長選挙後の最初に招集される議会の会期の末日となっております。つきましては、臨時に選任されております委員の方々が本日をもって任期満了となりますので、改めて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、5名の教育委員を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

今日の教育行政は、不登校対策、学校の危機管理対策などの多くの問題を抱え、また教育の推進につきましても、学校、家庭、地域一体となって推進していくことが求められております。

今回の5名の方々につきましては、合併前の旧市町村においても教育振興のため多大なご尽力をいただいております。教育委員として経験と実績から教育行政を担っていくふさわしい方と考え、ご提案を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（人見菊一君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

原案のとおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号については、原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時37分

○議長（人見菊一君） 会議を再開いたします。

教育長に申し上げます。

ただいまの教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

—————◇—————

#### ◎選挙第8号の上程、説明、採決

○議長（人見菊一君） 次に、日程第4、選挙第8号 那須塩原市選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

那須塩原市選挙管理委員及び同補充員は那須塩原市の設置に伴い、地方自治法施行令第4条の規

定に基づき暫定的委員及び補充員となっており、任期は議会で選挙されるまでの間となっております。

よって、地方自治法第182条の規定により、委員4名、補充員4名の選挙を行うものであります。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認め、議長において指名いたします。

那須塩原市選挙管理委員として、那須塩原市杵掛715番地3 八木沢勝氏、那須塩原市清住町90番地96 菊池時枝氏、那須塩原市下永田2丁目1023番地2 金子芳一氏、那須塩原市上塩原236番地 君島栄七氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました4名を那須塩原市選挙管理委員の当選人とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名が那須塩原市選挙管理委員に当選されました。

次に、那須塩原市選挙管理委員補充員の指名を行います。

那須塩原市選挙管理委員補充員として、那須塩原市大原間492番地 松本勝氏、那須塩原市大夫

塚2丁目232番地 佐藤恭子氏、那須塩原市中塩原261番地 君島一雄氏、那須塩原市末広町53番地42 菊地登美子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました4名を那須塩原市選挙管理委員補充員の当選人とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4名が那須塩原市選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま指名しましたとおりの順序としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は指名しました順序に決定しました。

なお、ただいまの当選人8名の方々につきましては、那須塩原市議会会議規則第32条第2項の規定により、文書をもって当選の告知をいたします。

—————◇—————

#### ◎発議第13号の上程、説明、質

##### 疑、討論、採決

○議長（人見菊一君） 日程第5、発議第13号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

56番、松原勇君。

〔56番 松原 勇君登壇〕

○56番（松原 勇君） 発議第13号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本案は、平成17年4月から那須塩原市に公平委員会が設置されることに伴い、総務教育常任委員会の所管事務に公平委員会を加えるために条例の改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（人見菊一君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第13号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

#### ◎発議第14号の上程、説明、質

##### 疑、討論、採決

○議長（人見菊一君） 次に、日程第6、発議第14号 産業廃棄物積替保管施設及び産業廃棄物中間処理施設設置等事業計画に反対する意見書につい

てを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

60番、長浜昭一君。

〔60番 長浜昭一君登壇〕

○60番（長浜昭一君） この地域は、旧西那須野町が昭和58年に造成した工業団地とそれに隣接する工業専用地域内に、いわゆる埼玉県北葛飾郡松伏町の東武商事が計画している産業廃棄物中間処理施設と産業廃棄物積替保管施設であります。

そして、東武商事株式会社は東京、横浜をはじめ、南関東、北関東全域にわたり産業廃棄物運搬業務の許可を得ている業者であります。その業者が、平成15年にこの地に以上のような保管施設と中間処理施設をつくらうという計画を県に提出して以来、認可を得るまでの第8ランクのうち第7ランクまでに既に経過しており、3月8日の早乙女議員の質問に答えて、市といたしましては地域住民との合意形成を図ってほしいという意見書を県に提出しているところであります。あとは県において事前協議が終了次第、もう認可の方向が決定するわけであり、この問題は非常に緊急を要する課題であります。

この工業団地造成につきましても、80名の地権者が、住居まで片方に整理されまして造成された本当に思いの深い工業団地であり、工業専用地域であります。この人たちは、我が子、我が孫が地域の近いところで優良な企業に勤務できて、将来ともに生活の安定、そして煙突のないきれいな企業を誘致することによって、子々孫々に至るまでの安寧を望んで協力してできた団地でございます。

以上、いろいろ勘案いたしますところ、非常にこの問題は緊急性がございます。

それと、昨日、実はこの問題についていろいろな資料を収集してきたところ、昭和57年、今から23年前に、行政の先輩たちがいい覚書をつくって

おいてくれました。

昭和57年4月に西那須野町と大田原市と、それから3工業団地の排水下流住民、いわゆる大田原市の三矢地区、中田原地区の住民とそれに県の企業局が中に入りまして覚書を交換しております。

その覚書というのは、その蛇尾川下流の住民たち14名によって工業団地の雨水排水管、工業用水排水管を年に4回清掃しております。そして、月に1回、その工業団地内の雨水、それから工業排水を専門的な機関でチェックいたしまして、大田原市の環境課にデータを提出して、大田原市でそれをチェックし、認めているのが現状でございます。

この4者の覚書どおりしますと、この協議会の了解なくして新しい施設の許可は出ないわけであり、いわゆる渡りに船という状況になってまいりました。

良識ある議員諸公の判断によりまして、この意見書が採択されまして、知事と県議会議長あてに提出されますよう、心からお願いを申し上げて、説明にかえたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（人見菊一君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

50番、山本幸治君。

○50番（山本幸治君） ただいま提案者のご説明によりますと、大変緊急性のある問題だというわけですが、私たちは、最近、3月10日、それから早乙女議員の一般質問等に関係して、初めてこの情報を得て、大変勉強不足でいるところですが、なぜこの緊急性の大事な問題がいつから出てきて、今、忙しいのだ、こういう話をしているのですが、これについて、ちょっと説明願います。

○議長（人見菊一君） 60番、長浜昭一君。

〔60番 長浜昭一君登壇〕

○60番(長浜昭一君) 私が調査したデータによりますと、平成15年8月19日に東武商事が県に事業計画を提出しております。

次いで、平成15年8月29日に、県が現地調査に参っております。町も当時、立ち会っております。

次いで、平成15年9月18日には、県が町に意見書照会を求めています。

次に、平成15年10月28日には、町が県にそれに対して意見を送付しております。

次いで、平成15年11月5日には、県が事前協議書提出を承認しております。

平成16年1月9日には、東武商事が県に事前協議書を提出しております。

平成17年2月1日には、県が町に、今度は意見書の照会をしております。

そして、先ほど申し上げましたように平成17年3月4日には、県に市が、自治体が意見を送付しております。

以上です。

○議長(人見菊一君) 50番、山本幸治君。

○50番(山本幸治君) お話を聞くと、大変緊急性だという割には大分前からお話が出ていたようなんですね。

これは地元の北赤田地区では、いつごろこういう話がわかって、こういう話になって出てくるのかなという地域への説明というか、情報が非常におくれているのは、これは行政側が怠慢だったのか、それとも地域の関係なのか知りませんが、既に、緊急性だと言うけれども、ここに北赤田の皆様へ、産業廃棄物中間処理施設について、それで北赤田区長松原勇と、大変偉い人の名前で通知が出ているようですが、これを一読いたしますと、住民が反対しても可能な状況になっておりませんと。これをずっと読んでいきますと、条件闘争をとらなくてはならないというのが、この区長さん

の偉い人の文章のようなのですが、こういう状況の中で、今度は議員になったら、これに対して今度は反対の賛成者に名前が載ってきているわけなんです。

いずれにいたしましても、今、こういう片側では条件闘争をやっている。議会では絶対反対だという意見書を出しているのですが、この辺のところは、提案者として地域とはどういうふうなお話になっているのか、ちょっとご説明願います。

○議長(人見菊一君) 山本議員に申し上げますが、意見書提出等に対する意見ということで、内容等についてはちょっとかけ離れていますので、ご遠慮願いたいと思います。

50番。

○50番(山本幸治君) それでは、内容等ではありますが、これは反対するわけですね、委員長さんは。私もこの反対は賛成なのですが、こういう状況の中で、私は、地域ぐるみの反対が大変必要だと思うのです。ですから、地域とのこれからの持っていく方、それから行政側の持っていく方、これについてちょっとご説明を、これもだめですか。

○議長(人見菊一君) 山本議員にちょっと申し上げますが、議会としての対応をやっていくということでございますので、この点については取り下げていただきたい。

はい、50番、山本幸治君。

○50番(山本幸治君) では、提出者にお伺いしますけれども、今後、どういうお考えなのか。もう一度、一歩踏み込んでご説明を願えれば。

○議長(人見菊一君) 60番、長浜昭一君。

[60番 長浜昭一君登壇]

○60番(長浜昭一君) 過去におけるこの産業廃棄物中間処理施設設備反対の歴史的な背景というか、そういうものを申し上げたいと思います。

過去において、県医師会が西那須野町に医療廃

棄物中間処理施設をつくる問題が出まして、これはまさに町を挙げて、地域住民も町も議会もそれぞれ三位一体となってストップをかけました。それから、隣接地には豊田商会問題、奥田商事問題、すべて3問題もストップをかけて成功してまいりました。

今回、議会にこの意見書を提案した理由は、こういう大きな産業廃棄物中間処理問題については、地域住民と議会と行政がそれぞれ三位一体となって反対することによって阻止できるという考えのもとに、ご提案申し上げた次第であります。

〔「はい、了解です」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） ほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

13番、亀田哲男君。

〔13番 亀田哲男君登壇〕

○13番（亀田哲男君） 長浜議員から提出されました産業廃棄物積替保管施設及び産業廃棄物中間処理施設設置等事業計画に反対する意見書（案）に賛成でございますので、ただいまより賛成の意見を述べさせていただきます。

以下、4つに分けてその理由を申し述べさせていただきます。

1つ。当該中間処理場設置の予定地は那須塩原市北赤田1575の6の工業団地内の私有地約2,556㎡として所在いたしますが、その地は意見書案にも示されているように那須野が原田園空間博物館エリアの中にあります。

そもそも田園空間博物館とは、その構想段階において、環境省、国土交通省、文部科学省、農水

省が協議し、農村風景やそこにある歴史、文化を保存するという大いなる目的のものであると、私は理解いたしております。

現在、当該地域には無公害企業24社が操業しており、その地域内には整然とした美観が保たれ、近隣の住宅街とは調和、均衡のとれたまちの一面を形成しているものであります。

このような地に、那須塩原市の景観を汚し、調和を乱す産廃施設の設置は好ましいものではないというのが反対理由の第一でございます。

2つ。予定地から東約200mの地には、食品の製造加工工場が所在しており、また300mの距離にある土地には住宅約200戸が存在し、さらに半径500m以内には、それら200戸の住宅がすべて入ってしまうという位置関係にあります。

そもそも廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、リサイクル・リユースを念頭に置きながら、産廃の適切な処理を法的に強制するとともに、発がん性が指摘されている猛毒ダイオキシンの排出規制をはじめ、有害な重金属などから人体やその環境を守ろうとする目的のものであります。

しかし、当該施設は汚泥、廃油、動植物残渣の中間処理業者であり、たとえダイオキシン濃度の排出規制が強化されているといえども、微量の有害物質の排出を完全に防ぐことは不可能であります。

このような事情から考慮した場合、たとえその地が工業専用地域内であったとしても、同地に産廃中間処理施設を設置することは絶対に反対であります。

3つ。東武商事株式会社は埼玉県に本社を置き、その事業範囲は関東近県だけではなく、西は三重県、東は福島市、いわき市など40数地区において県または市から廃棄物運搬業の許可を取得している大手の産廃業者であります。このことから考

えました場合、同社の意図には、東京近郊で発生する産業廃棄物処理の場所を地方へ転嫁しようとする考えがあることは明白であります。

そもそも産業廃棄物の処理を考える場合の原則は、市町村はその市町村で、また県はその県内で処理するという自己処理、自己責任の原則が前提にあるはずであります。その原則に照らして考えますと、無尽蔵に排出される東京の廃棄物をこの自然豊かな那須塩原市に持ち込み、処分させていいのかという点に大変大きな疑問があるところがあります。

那須塩原市11万5,000人の新しい市として発足した以上、今後は自己責任の原則を前提とする根本理念を整理して、今回の中間処理場の設置拒否の理由を明確に内外に示すとともに、県とも協議の上、新市における国土利用計画、那須塩原計画の理念を再構築し、毅然たる態度を市の内外に示すべきものと考えられます。

4つ。最後になりますが、自然豊かな市町村では、住民の安全とその地域の価値消失を予防するため、水源環境保全条例などの各種の名称の条例を制定して、産廃施設やゴルフ場の農薬規制など、環境汚染を予防する手段を次々に講じております。

参考例は各地にあります。その条例の背景には、きれいな水や大気を楽しむ住民の権利がある。憲法をはじめ環境基本法、森林法、水質汚濁防止法、水道法、土地基本法、地方自治法、廃棄物処理法に整合性を持たせて制定されていることはご存じのとおりであります。

那須塩原市はどのような地域かと考えますと、豊かな自然と調和して生きる都市ということが当然と考えられます。同時に、首都の東京から見た場合、長野の軽井沢、湘南の葉山と並び称される、いわば奥座敷に当たる地域であります。

以上の点から考えますと、那須塩原市において

も、水源環境保護条例を制定して、将来ともに相次ぐ産廃施設の計画の追従を排除する取り組みが必要かと考えられます。

以上、述べました4つの理由により、北赤田の産廃中間処理施設の設置については、絶対反対であることを申し述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） ほかにございませんか。

31番、太田久美子君。

〔31番 太田久美子君登壇〕

○31番（太田久美子君） 議席31番、太田です。

発議第14号 産業廃棄物積替保管施設及び産業廃棄物中間処理施設設置等事業計画に反対する意見書の提出について、賛成の立場で討論いたします。

昨日の提案者の説明からも、平成15年8月の申請から11月には事業計画の承認等の手続が済み、この認可への手続は相当に進んでおり、今、大変緊急な事態になっているのがわかります。

その中で、当該地域の近隣住民の方々は、地域総会でこの計画は断固反対するという決議をし、今、一生懸命署名を集めているという状況も伺っております。

また、この地域は以前から産廃問題においては長い間さまざまなケースが起きております。そして、その都度住民の方々は大きな不安を抱きながら反対運動を行い、また行政や議会とともにやってまいりました。そして、今回の中間処理施設の計画は、私も現地を見てまいりましたが、すぐ近くに住宅もあり、また県の保健センターや西那須野支所での申請計画の内容を聞きましても、汚泥や動植物残渣の乾燥や一時保管という等の内容はよく理解できず、またさらに不安や心配を抱かざる思いになりました。

また、この事業計画の東武商事の本社、松伏工



場においては、この埼玉県の松伏町の議員に聞いたところ、1つは、松伏町に工場が2か所ありますが、1か所は公民館脇にあり、悪臭がひどく、住民から苦情が出ている問題。また2点目は、県も悪臭対策が不十分として指導を行っている。そして3点目は、一般ごみ収集の資格は持っており、かつてまちの委託を受けて古新聞の収集等を行っていましたが、今はそれを外されている等の意見を聞きました。

そしてまた、この旧黒磯地内におきましても、類似するような施設が、現在、稼働しております。ここもすごい悪臭などがあり、近隣住民の生活環境への影響が大きく、多くの方々の苦情があると聞いております。

このような観点から、たくさんの問題を抱えているこの事業者のようですが、またこの事業計画においても、たくさん不明な点、不安な点があります。私は、地域住民の方々の意向も十分考えて、まず早急にこの意見書を県に提出すべきであると思います。そして、住民の方々と議会と行政が一体となってこの施設処理建設に反対していくべきであると思います。

以上です。

○議長（人見菊一君） ほかにございませんか。

56番、松原勇君。

〔56番 松原 勇君登壇〕

○56番（松原 勇君） 賛成の立場で討論を行います。

今、いろいろとご心配をちょうだいをいたしました赤田の住民の一員でもございます。この赤田工業団地につきましては、既に趣意書の中でもありますように、フロンティアゾーンの指定地でもございます。また、田園空間博物館のエリアにも属しております。そして、国会等移転の、いわゆる優良候補地の一画でもある。こういう条件の中

で、私ども地域住民としては、この風光明媚な自然を永久に守り続け、子孫に受け継いでいかなければならないということが基本にあるわけであり

ます。今回の産業廃棄物中間処理場につきましては、平成15年のときにその話題はあったわけでありまして、区の総会においては、そういうものは絶対反対だということでしたが、その後、地域に対して行政サイドからのアドバイスも情報提供もなかった。昨年の暮れになってから、業者がそうした進行形にある手続の問題を持ってこられたので、地域としてはたび重なる委員会、臨時総会等を開いて、区民といろいろと相談をしてまいりました。

そういう過程の中で、我々にできるものは何かということで相談をした結果、一見は百聞ではないかということで東武商事の工場等の見学もいたしまして、しっかりとした趣意書の中でこの反対をしなければならぬという方向が出されたわけでありまして、現在、赤田全体を対象とした断固反対を決議して、目下、署名運動が進行中でございます。

今回、この議会におきましてご提案をいただき、皆様方のご理解、ご協力をいただいで、大きな力でバックアップをしていただければ、地域住民としても誠にありがたいこととありますのと同時に、力強く、今後も署名活動を通し、これら産業廃棄物処理場の建設に断固反対の姿勢を通せるものと思っております。

したがいまして、本日、満場一致でこの意見書提出が決議されますことを心から望みまして、私の賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（人見菊一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） ないようですので、討論を

終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第14号 産業廃棄物積替保管施設及び産業廃棄物中間処理施設設置等事業計画に反対する意見書については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第14号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（人見菊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎発議第15号の上程、説明、質

##### 疑、討論、採決

○議長（人見菊一君） 日程第7、発議第15号 新たな地域名表示ナンバープレートの導入に係る「那須」ナンバーの新設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

56番、松原勇君。

〔56番 松原 勇君登壇〕

○56番（松原 勇君） 発議第15号 新たな地域名表示ナンバープレートの導入に係る「那須」ナ

ンバーの新設を求める意見書の提出について、ご説明申し上げます。

本案は、新たな地域名表示ナンバープレートの導入についての要綱が発表され、新たな地域名表示対象となり得るため、那須ナンバーの新設に向けて関係機関に意見書を提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（人見菊一君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第15号 新たな地域名表示ナンバープレートの導入に係る「那須」ナンバーの新設を求める意見書の提出については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第15号は、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

#### ◎発議第16号の上程、説明、質

##### 疑、討論、採決

○議長（人見菊一君） 次に、日程第8、発議第16号 郵政事業経営形態に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

56番、松原勇君。

〔56番 松原 勇君登壇〕

○56番（松原 勇君） 発議第16号 郵政事業経営形態に関する意見書の提出について、ご説明申し上げます。

本案は、郵政事業がこれまで果たしてきた役割を考慮し、今後とも現行の国営非営利の公社を堅持することを求めるため、関係機関に意見書を提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（人見菊一君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第16号 郵政事業経営形態に関する意見書の提出については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第16号は、原案のとおり可決され

ました。

◇

◎市長あいさつ

○議長（人見菊一君） 以上で、平成17年第2回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たり市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 平成17年第2回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず冒頭に、3月20日に起きました福岡県西方沖の地震の災害に対しましてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈りを申し上げます。

さて、去る3月4日から本日までの20日間におたりまして開催されました那須塩原市として初めての市議会定例会も、本日、無事、閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様には、平成17年度一般会計当初予算をはじめといたします65件の案件につきまして、慎重に審議を尽くしていただき、さらには原案のとおりご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

特に、市政一般質問の場におきましては、多くの議員から那須塩原市の将来像に対しまして、建設的なご意見や貴重なご提案をいただきました。また、議案の審議の過程におきましても、さまざまなお質疑がございました。議員各位よりいただきましたご意見等につきましては、十分検討させていただきます。今後、行政運営の中で配慮してまいります。ご存じます。

合併いたしまして那須塩原市が発足したとは言

いまでも、依然として財政的には極めて厳しい状況にあります。市民の目線に立った行政の推進を基本に、新市の発展の基盤づくりに職員ともども精いっぱい努力をしておりますので、引き続き議員の皆さんのご協力をお願い申し上げます。

また、改めまして議員の皆さんをお願い申し上げます。ご理解を賜りたい案件がございます。

まず、平成16年度那須塩原市補正予算の専決処分でございますが、既に平成16年度的那須塩原市予算はこの議会において議決をいただいたところでございますが、年度末をもって確定し、調整の必要が生じる経費がございますので、これらの関係につきましては補正予算の専決処分をさせていただきたく、あらかじめご理解くださいますようお願い申し上げます。

さらに、国の税制改正に伴う関係条例の一部改正の専決処分でございます。

現在、国におきましても、地方税に関する法律の改正作業が進められておりますが、課税の事務処理上、法律の改正に基づきまして、4月1日現在において関係条例を整えておく必要がございますので、これらの関係につきましても、条例の一部改正の専決処分をさせていただきたく、あらかじめご理解くださいますようお願い申し上げます。

間もなく平成17年度になりますが、議員各位におかれましては、4月末日をもって任期満了を迎えるわけでございます。

この期間中におきましては、1市2町の合併調整、さらには那須塩原市の発足という時代の変革の中で、信頼と協調を基本に、新市建設に対し真剣に論議をいただきました。ここに、任期満了をもって勇退される方々には、それぞれの立場で1市2町の発展と新市発足のためにご尽力を賜りま

したことに對し、深く感謝申し上げます。

また、引き続き議員活動を行われる方々には、1か月後に控えております市議会議員選挙に勝利していただきまして、再び那須塩原市の行政推進にお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後になりますが、那須塩原市が発足をして間もなく3か月を経過いたしますが、来る3月25日に合併記念式典を開催いたします。関係各位のご尽力により那須塩原市の発足を記念する式典が盛大に開催できますことを心から御礼申し上げますとともに、那須塩原市のさらなる発展に引き続き支援賜りますようお願い申し上げます。第2回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。



#### ◎閉会の宣告

○議長（人見菊一君） 閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

去る3月4日から20日間にわたり開会されました平成17年第2回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に心から御礼申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分検討し、市政に反映されますよう要望いたすところでございます。

1月1日合併以来、議員各位には、市政発展のため誠心誠意努力をしていただきましたこと、本当にありがたく感謝と御礼申し上げます。

先ほど、市長さんのほうから申されましたように、今回、勇退される方々も多少あろうかと思えます。さらにはまた、再度挑戦し、那須塩原市発展のためにご尽力をされる方々も多々あろうと思えます。那須塩原市の将来、そして議員各位の今後の活躍いかんによっては那須塩原市の発展、動向というものがあろうというふうに思います。そういう中で、将来の明るい展望に向けての議員各位の努力、勇退される方々につきましても市の発展にご尽力を賜りたいと、心からお願いを申し上げるところでございます。

さらには、再度挑戦され勝ち抜きまして、議員としてこの会場に見えられる方々が32名おるわけでございます。ぜひかち取って、議席を取っていただきたい。心からお願いを申し上げ、今日のこの最後の議会、スムーズに審議をしていただきまして、心から厚く御礼申し上げまして、本定例会の閉会のあいさつといたします。

大変ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 2時43分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成17年3月23日

議 長 人 見 菊 一

署 名 議 員 松 村 宣 夫

署 名 議 員 相 馬 義 一